

議案第 4 5 号

瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 9 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第 1 条 瑞穂町国民健康保険税条例（昭和 4 0 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 5 項中「附則第 4 4 条の 2 第 3 項」を「附則第 4 4 条の 2 第 4 項及び第 5 項」に、「第 3 6 条」を「第 3 5 条第 1 項」に改める。

第 2 条 瑞穂町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項中「配当所得を」を「配当所得等を」に、「配当所得の金額」と、「同条」を「配当所得等の金額」と、「同条」に、「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得」を「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等」に、「配

当所得の金額」とする」を「配当所得等の金額」とする」に改める。

附則第6項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等」を「特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等」に、「第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする」に改める。

附則第7項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第11条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第8項及び第9項を削り、附則第10項を附則第8項とす

る。

附則第 1 1 項を削り、附則第 1 2 項を附則第 9 項とし、附則第 1 3 項を附則第 1 0 項とする。

附則第 1 4 項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第 1 1 項とする。

附則第 1 5 項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条及び次項の規定は平成 2 6 年 1 月 1 日から、第 2 条及び附則第 3 項の規定は平成 2 9 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 第 1 条の規定による改正後の瑞穂町国民健康保険税条例の規定は、平成 2 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 2 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の瑞穂町国民健康保険税条例の規定は、平成 2 9 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 2 8 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

新	旧
<p>第1条から第15条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 から 14 略</p> <p>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が<u>法附則第44条の2第4項及び第5項</u>の規定の適用を受ける場合における附則第4項(附則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第4項中「<u>第35条第1項</u>」とあるのは「<u>第35条第1項</u>(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「<u>租税特別措置法</u>」とする。</p> <p>附 則</p> <p>(<u>施行期日</u>)</p> <p>1 <u>この条例中第1条及び次項の規定は平成26年1月1日から、第2条及び附則第3項の規定は平成29年1月1日から施行する。</u></p> <p>(<u>適用区分</u>)</p> <p>2 <u>第1条の規定による改正後の瑞穂町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 略</p>	<p>第1条から第15条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 から 14 略</p> <p>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が<u>法附則第44条の2第3項</u>の規定の適用を受ける場合における附則第4項(附則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第4項中「<u>第36条</u>」とあるのは「<u>第36条</u>(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「<u>租税特別措置法</u>」とする。</p>

新	旧
<p>第1条から第15条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 及び2 略</p> <p>(上場株式等に係る<u>配当所得等</u>に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の<u>配当所得等</u>を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」と、第11条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」とする。</p> <p>4 及び5 略</p> <p>(<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは<u>特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等</u>に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、<u>第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山</u></p>	<p>第1条から第15条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 及び2 略</p> <p>(上場株式等に係る<u>配当所得</u>に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の<u>配当所得</u>を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得の金額</u>」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得の金額</u>」と、第11条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得の金額</u>」とする。</p> <p>4 及び5 略</p> <p>(<u>株式等</u>に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは<u>特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等</u>に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、<u>第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得</u></p>

林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 11 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条及び第 11 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 11 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

金額並びに法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 11 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用を受ける場合における附則第 3 項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額(法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項の規定の適用を受ける場合における附則第 6 項の

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康
保険税の課税の特例)

8 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国
民健康保険税の課税の特例)

9 略

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の
課税の特例)

10 略

規定の適用については、同項中「株式等に
係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式
等に係る譲渡所得等の金額(法附則第 35 条
の 2 の 6 第 15 項の規定の適用がある場合
には、その適用後の金額)」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡
損失の繰越控除等に係る国民健康保険税
の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保
険の被保険者若しくは特定同一世帯所属
者が法附則第 35 条の 3 第 11 項の規定の適
用を受ける場合における第 6 項の規定の適
用については、同項中「株式等に係る譲渡
所得等の金額」とあるのは「株式等に係る
譲渡所得等の金額(法附則第 35 条の 3 第 11
項の規定の適用がある場合には、その適用
後の金額)」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康
保険税の課税の特例)

10 略

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越
控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康
保険の被保険者若しくは特定同一世帯所
属者が法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規
定の適用を受ける場合における前項の適
用については、同項中「先物取引に係る雑
所得等の金額」とあるのは「先物取引に係
る雑所得等の金額(法附則第 35 条の 4 の 2
第 7 項の規定の適用がある場合には、その
適用後の金額)」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国
民健康保険税の課税の特例)

12 略

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の
課税の特例)

13 略

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第11条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第11条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第4項(附則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第4項中「第35条第1項」とあるのは

「第 35 条第 1 項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号)第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条及び次項の規定は平成 26 年 1 月 1 日から、第 2 条及び附則第 3 項の規定は平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 略

- 3 第 2 条の規定による改正後の瑞穂町国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。